

論文題目: 対人援助におけるコミュニティ通訳者の役割考察

—通訳の公正介入基準の検討—

英文題目: Discussion of a Community Interpreter's Roles at Human Support Scenes

—Examining the Criteria of Interpreters' Impartial Intervention—

提出者: 飯田奈美子

授与期間: 立命館大学

取得学位の名称: 博士(学術)

学位取得の方法: 課程

取得年月日: 2016年3月31日

要旨

本論文の目的は、対人援助場面におけるコミュニティ通訳者による倫理規程からの逸脱行為は、コミュニティ通訳の実践から生まれたコミュニケーション成立へ向けた介入行為でもあると論じたい。これからのコミュニティ通訳の通訳実践に向けた新たな理論枠組みを提示することである。本論文では、通訳事例の分析をもとに介入の必要なコミュニケーションの形態を明らかにし、社会心理学における手続き的公正概念を用いて通訳の介入基準を設定した。通訳者のどのような介入行為が望ましいのかという基準の設定は今日まで行われていない。公正介入の基準を設定することで、コミュニティ通訳者の経験に頼ってきた介入行為を専門性が担保された通訳技術として確立するための基礎を作ることを目指した。

本論文は大きく第1部と第2部に分かれる。第1部は第1章から第4章で構成され、第2部で提示される事例検討の背景を説明するとともに、本論文における理論的な議論を検討した。第2部は第5章から第8章で構成され、コミュニティ通訳の事例を分析したうえで多くの通訳実践の積み重ねから手続き的公正基準の導入を提唱した。

次に各章の概要を説明する。まず、第1部第1章ではコミュニティ通訳の定義や歴史を説明した。第2章ではコミュニティ通訳の対象者(クライアント)の特殊性とそのような対象者を相手に行うコミュニティ通訳者の戦略とジレンマをアンケート・インタビュー調査より明らかにし、コミュニティ通訳の現状を概観した。コミュニティ通訳の対象者の多くは社会的に排除されており、関係性の欠如から物事を決定する、意見を述べるといったパワーが欠落している状態にある。通訳者はこのような状態にある対象者と専門家との間に立ちながら両者をつなげるため、コミュニケーションの調整を行う、ケア的役割を担うなど独自の戦略を用いて対応していた。しかし、独自の戦略が通訳倫理規程との間にギャップをうみ、通訳者はジレンマから逃れられない状況に陥るのであった。このことから通訳者の倫理規程からの逸脱行為は通訳者個人の問題だけではなく、対人援助におけるコミュニケーションに潜在する構造的な問題から発生している

のではないかと考え、第3章で検討した。

第3章では、対人援助における専門家とクライアントの特殊な関係性を詳述し、対人援助のコミュニケーションの構造を分析した。その結果、4つのことが明らかとなった。①専門家とクライアントの関係性には権力の非対称性があり、さらに理想とする関係性と現実のそれとはギャップがある二重構造になっている。②対人援助では制度的会話のルールに則って会話を行わなければならない、さらに専門家による「誘導」や「操作」が行われることがあるため、自由な会話ができるわけではない。③コミュニティ通訳者も相互行為の参加者で専門家とクライアントの非対称な関係性に埋め込まれている。④コミュニティ通訳対象者(クライアント)は自力でコミュニケーションをとれないので、「聞く／聞かない」を自己決定と見なされることは、専門家とクライアントの信頼関係が構築されず、コミュニケーション不全に陥る可能性がある。以上の4つの構造的な問題からコミュニケーション不全を回避するために通訳者は倫理規程に謳われる中立性を逸脱して介入を行うという示唆を得られた。つまり通訳者の倫理規程からの逸脱行為は通訳者個人の問題だけではなく、対人援助におけるコミュニケーションに潜在的に存在する構造的な問題から発生していることが明確になった。

第4章では、通訳者の介入行為の理論的根拠を探るために、通訳6団体(IMIA, NCIHC, NAJIT, DSHS, AUJIT, JAMI)の倫理規程の正確性と中立性・公平性の概念について分析し、その限界を示した。分析の結果、対人援助で求められる正確性はクライアントの問題解決を目的とし、メッセージの内容と意図・精神が保持される訳出が求められるものであった。倫理規程の正確性は、場面によって正確性のレベルや等価の種類を変えていく必要があり、通訳者がどのような場面でどのレベルにするか判断できるように幅を持たせた内容になっている。これに中立性・公平性が合わさることで正確性はより強固なものになるとされている。中立性・公平性の倫理規程は、発話者の話された内容に干渉せず、偏見や先入観をもった通訳を行わない正確性、通訳者は対象者どちらにも加担しない不偏性を要請している。これらから中立性・公平性の倫理規程は発言内容の正確・忠実な訳出の補完となっており、通訳者の自発的発言などの逸脱行為を禁止するものになっている。つまり対人援助のコミュニケーションの構造的な問題に対応することが倫理規程上では認められていないのである。しかし通訳者はコミュニケーションの仲介者として発話の意図が理解できるところまで関与することが求められるので、既存の倫理規程には限界があるといえる。そうであるならば、倫理規程の解釈を推し進めて考える必要があることを指摘した。

第2部第5章では、対人援助場面における通訳者が倫理規程違反であるけれども実際に行っている逸脱行為について、その行為の内容と理由から通訳者の志向性を抽出することで通訳規範を明らかにした。そして通訳規範を分類し通訳者が理想とするコミュニケーション形態、すなわち a. 専門家から対人援助に関する説明が適切になされてクライアントが理解できること。b. クライアントが自らの意見や主張が言えること。c. クライアントが援助を受ける対象者というだけでなく、人として尊重される対応がされていること。d. 専門家もクライアントの状況を適切に理解していること。e. クライアントの不利益が回避されることを明らかにし、第7章で行う通訳の介入基準設定に応用する下準備を行った。

第 6 章では通訳者が介入行為を行わず、倫理規程に忠実に対応しているのにもかかわらずトラブルになる二つのコミュニケーション形態、対立型コミュニケーションと権威的説得型コミュニケーションを挙げ、その二つのコミュニケーション形態における通訳の問題点を明らかにし、通訳者の介入が必要なコミュニケーション形態を特定した。対立型コミュニケーションにおける通訳行為では、コミュニケーションの統制がとれる環境を整えれば、通訳者が中立かつ正確な通訳に専念でき、発言者の発言内容の信憑性が確保される。しかし権威的説得型コミュニケーションにおける公的・制度的権威を利用した説得では、通訳者の通訳行為も権威を利用しているとクライアントに認識され、通訳者に対する信頼を喪失しやすい。その理由は権威的説得コミュニケーションでは、対人援助のコミュニケーションの構造的な問題から、通訳者が中立な通訳を行うことは専門家の発言を強化してしまい、通訳者が専門家側の立ち位置にいるとクライアントに認識されてしまうことになるからである。どちらにも加担しない不偏性は権力の非対称の関係性のもとでは権力のある専門家に偏ることになり、専門家とクライアントの権力の非対称性を増大させ、対人援助の求める関係性をさらに構築しにくくさせることがわかった。したがって通訳者の介入が必要とされるのは権威的説得が行われるコミュニケーションであることを明らかにした。

第 7 章ではまず通訳者の介入根拠について考察した。対人援助のコミュニケーションでは合意形成が重要であることから、意思決定と適格審査の合意形成についてその特徴を詳述し考察した。その結果、通訳者は発言内容や下された決定には不干渉であるべきだが、専門家とクライアントとの合意形成が公正に行われるように、コミュニケーションの手続きに関与することはできると考え、通訳者の介入根拠を専門家とクライアントの合意形成支援に求めた。

次に、社会心理学の手続き的公正概念を用いて通訳の公正介入基準を作成した。具体的には、竹西亜子らの 6 基準(竹西他 2008)と第 5 章で抽出した通訳者が理想とする 5 つのコミュニケーション形態をすり合わせ、通訳の公正介入基準を作成した。6 つの基準は「正確性」「平明」「クライアントの発言権」「クライアントに対する尊重」「専門家による対象理解」「操作防止」である。以下 6 基準を説明する。

「正確性」は、専門家の説明に一貫性があるかどうかについて通訳者が判断し、一貫性がない場合には専門家に説明を求めるといものである。「操作防止」は、組織から市民へ流れる情報やルールへの操作(下降情報操作)を防止することを目的とする。この二つの公正介入は、通訳者が専門領域に関する深い知識を持たないことから介入に限度がある。「平明」は専門家の説明がクライアントに理解しやすい言葉使いでなされているか、図や写真などを使って説明されているかについて関与できるものである。「クライアントに対する尊重」は、クライアントに対する尊厳と敬意をもった対応への関与で、プライバシーの配慮、クライアントの不安な気持ちを受け止めて安心させるなどである。また、専門家が差別的発言や態度をとった時の介入も行われる。「クライアントの発言権」は、クライアントが専門家の意見や裁量行使に対して、自らの意見の主張ができるようにする関与である。通訳者はクライアントが疑問や意見を発したいかを常に確認して、クライアントが自ら発言できるように配慮する。「専門家による対象理解」は二つある。一つは、多様で特殊な状況のクライアントの文化や習慣、歴史などの背景情報の

提供を通訳者が行うもの。もう一つは、クライアントの専門家による情報の理解に関わるものである。クライアントは専門家から情報提供を受けても、その情報評価の枠組みを持たないために情報を判断できないことや、専門家が伝達する情報の裏にある意図を理解できないことがある。このような場合、通訳者は専門家に詳しく説明を求め、裏にある意図を理解できる範囲で伝えることができる。

さらに通訳倫理規程における権利擁護と通訳の公正介入の相違点を説明し、通訳者がとるべき行動を明確化した。通訳の公正介入は専門家とクライアントの合意形成にかかわる公正な手続きについての通訳者の関与(行為)についてまとめた基準である。通訳者がどのような場面にどのような行為を行うかという指針になっており、基準を設定することで通訳技術として構築していくことを目指す。他方、筆者は権利擁護を専門家とクライアントの間で「人権問題」が発生し、クライアントが主体的に問題を解決できないときに、通訳者がクライアントに代わって当該当局と交渉を行うことであると定義した。通訳者が合意形成過程で公正介入を行っても状況が改善されず、「人権問題」となる場合に通訳者はクライアントの権利を擁護することができるとした。

このような通訳の公正介入の判断を通訳者一人で行うのは難しい。誤った介入を行うと、コミュニケーションを支配してしまう可能性があるため、公正介入の運用には注意が必要である。そこで、公正介入を行った後にそれが適切であったかどうかの検証を行う必要が生じる。第 8 章ではその検証方法として事例検討会の活用を提案した。事例検討会の目的は、①通訳の公正介入の妥当性の検討、②事例を通じた倫理規程の深い理解、③公正介入技術の構築である。事例検討を通して、通訳者だけでなく専門家やクライアントなど多様な立場の人たちと意見を出し合うことで介入の妥当性を得ることができ、通訳の倫理規程を深く理解し身につけることができる。さらに事例検討を積み重ねて公正介入方法の妥当性が担保されると、それを通訳技術として確立することができると考えた。

第 9 章では今後の課題を述べた。今後の課題としては、通訳の公正介入の 6 つの基準が妥当なのか、他にも付け加える項目があるのかなどを実証実験などから検証する必要がある。また、本稿で示した公正介入基準は日本の対人援助の文脈における基準設定となっている。そのため、日本以外の対人援助における通訳において適用できるか検証が必要である。さらに記述的な議論だけでなく、通訳の公正介入を通してコミュニケーションの公正性についても規範的議論も行っていき、通訳の公正介入を理論として構築していく道筋を探っていきたい。